

欠損金の繰戻しによる還付請求書（外国法人用）の記載要領等

1 この請求書は、外国法人が平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において生じた欠損金額について、次に掲げる場合に使用してください。

なお、平成 28 年 4 月 1 日以前に開始した事業年度において生じた欠損金額については、所得税法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 10 号）第 3 条の規定による改正前の法人税法が適用されますので、当該欠損金額の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合は、この請求書ではなく、「欠損金の繰戻しによる還付請求書」を使用してください（平成 26 年法律第 10 号改正法附則第 33 条）。

(1) 法人税法（以下「法」といいます。）第 144 条の 13 第 1 項又は第 2 項の規定によって各事業年度において生じた欠損金額をその事業年度開始の前日 1 年以内に開始したいずれかの事業年度に繰戻し、法人税額の還付を請求する場合

(注) 法第 144 条の 13 第 1 項及び第 2 項の規定は、平成 4 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、①から③の欠損金額を除き、適用されませんからご注意ください。

① 次のイ又はロに掲げる法人の欠損金額（租税特別措置法第 66 条の 13）

イ 普通法人（投資法人及び特定目的会社を除きます。）のうち、当該事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円以下であるもの（次の(イ)又は(ロ)に掲げる法人に該当するものを除きます。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社及び外国相互会社（以下「相互会社等」といいます。）を除きます。）。

(イ) 大法人（次に掲げる法人をいい、以下(ロ)までにおいて同じです。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人

(i) 資本金の額又は出資金の額が 5 億円以上である法人

(ii) 相互会社等

(iii) 法第 4 条の 7 に規定する受託法人

(ロ) 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合においてそのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人

ロ 人格のない社団

② 平成 22 年 10 月 1 日以後に解散が行われた場合における清算中に終了する事業年度において生じた欠損金額（租税特別措置法第 66 条の 13、平成 22 法律第 6 号改正法附則第 93 条）

③ 次のイからハまでに掲げる要件を満たす欠損金額（設備廃棄等欠損金額）（租税特別措置法第 66 条の 13）
イ 青色申告書を提出し、農業競争力強化支援法第 19 条第 1 項に規定する認定事業再編事業者（同法第 2 条第 5 項に規定する事業再編の実施と併せて施設の撤去又は設備の廃棄を行う場合の当該施設又は設備（以下「対象設備」といいます。）が記載された同法第 18 条第 1 項に規定する事業再編計画（以下「特定事業再編計画」といいます。）について同条第 1 項の認定を受けたものに限り）である法人（①に掲げる法人を除きます。）であること。

ロ 平成 29 年 8 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に終了する事業年度（租税特別措置法第 46 条の 2 並びに同条の規定に係る同法第 52 条の 2 第 1 項及び第 4 項並びに同法第 52 条の 3 第 1 項から第 3 項まで、第 11 項及び第 12 項の規定の適用を受ける事業年度を除きます。）において生じた欠損金額であること。

ハ ロのうち、法人が、その有する国内にある減価償却資産でその事業再編促進対象事業（農業競争力強化支援法第 2 条第 7 項に規定する事業再編促進対象事業をいいます。）の用に供されていたものにつき、ロに記載する事業年度においてイに記載する認定に係る特定事業再編計画（同法第 19 条第 1 項の規定による変更の認定があった場合には、その変更後のもの）に基づく設備廃棄等（当該特定事業再編計画に記載された対象設備について同法第 2 条第 5 項に規定する事業再編の実施と併せて行われる撤去又は廃棄をいいます。）を行った場合の当該設備廃棄等を行ったことにより生じた損失の額のうち、農業競争力強化支援法施行規則第 20 条第 1 項各号列記以外の部分の合計額に達するまでの金額であること。

(2) 法第 144 条の 13 第 9 項又は第 10 項の規定によって次に掲げる解散等の事実（以下「解散等の事実」といいます。）が生じた場合に、当該事実が生じた前日 1 年以内に終了したいずれかの事業年度又は同日の属する事業年度において生じた欠損金額をこれらの事業年度開始の前日 1 年以内に開始したいずれかの事業年度に繰戻し、法人税額の還付を請求する場合

イ 解散（適格合併による解散を除きます。）

ロ 事業の全部の譲渡

ハ 更生手続の開始

ニ 事業の全部の相当期間の休止又は重要部分の譲渡（これらの事実が生じたことにより繰越欠損金の損金算入の適用を受けることが困難となると認められるものに限り）

ホ 再生手続開始の決定

2 欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は、欠損金額の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）から、当該欠損金額の生じた事業年度（以下「欠損事業年度」といいます。）までの各事業年度（法第 144 条の 6 第 1 項ただし書の規定により確定申告書の提出を要しないこととされる事業年度を除きます。）について、連続して青色申告書である確定申告書を提出している場合に限つ

て請求することができます。

3 この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人の場合は2通）提出してください。この場合、還付所得事業年度が2以上ある場合には別葉に作成して提出してください。

(1) 法第144条の13第1項又は第2項の規定によって提出する場合は、欠損事業年度の確定申告書の提出期限
なお、やむを得ない事情によって確定申告書をその提出期限までに提出することができなかつたものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていきますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。

(2) 法第144条の13第9項又は第10項の規定によって提出する場合は、解散等の事実が生じた日以後1年以内

4 この請求書の各欄は、次により記載します。

(1) 「※」欄は、記載しないでください。

(2) 「請求金額」の各欄

イ 「法第144条の13第1項第1号」欄には、法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る欠損金額をその事業年度開始の前日1年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合に記載してください。

ロ 「法第144条の13第1項第2号又は第2項」欄には、法第141条第1号ロ又は法第141条第2号に掲げる国内源泉所得に係る欠損金額をその事業年度開始の前日1年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合に記載してください。

(3) 「欠損事業年度の欠損金額」の各欄

イ 「欠損金額(1)」欄には、欠損事業年度において生じた欠損金額（申告書別表一の三の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された欠損金額）を記載してください。

ロ 「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額(2)」欄には、欠損事業年度の欠損金額のうち還付所得事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。

なお、その欠損事業年度において生じた災害損失欠損金額について欠損金の繰戻しを行った場合には、その災害損失欠損金額を除いた金額を記載してください。また、1(1)(注)③の設備廃棄等欠損金額の場合には、欠損事業年度の欠損金額（災害損失欠損金額について欠損金の繰戻しを行った場合には、その災害損失欠損金額を除いた金額）のうち当該設備廃棄等欠損金額を超える部分の金額はないものとしてください。

(注) 欠損事業年度の欠損金額は、この請求書を提出する日までに確定した還付所得事業年度の所得金額が限度となりますからご注意ください。

(4) 「還付所得事業年度の所得金額」の各欄

イ 「所得金額(3)」欄には、還付所得事業年度の所得金額（申告書別表一の三の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された所得金額ですが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額）を記載してください。

ロ 「既に欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得事業年度について、既に欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った欠損金額を記載してください。

(5) 「還付所得事業年度の法人税額」の各欄

イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の三の「差引所得に対する法人税額」欄の金額を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。

ロ 「所得税額控除(7)」欄及び「外国税額控除(8)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した所得税額及び外国税額控除を記載してください。

なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないこととなりますからご注意ください。

ハ 「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、租税特別措置法第62条第1項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。

ニ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、租税特別措置法第3章第5節の2（土地の譲渡等がある場合の特別税率）の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。

ホ 「リース特別控除取戻税額(11)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の三の「リース特別控除取戻税額等」欄の金額を記載してください。

ヘ 「既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得事業年度について既に欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額（還付加算金は含みません。）を記載してください。

(6) 「還付金額(15)」欄には、
$$\left[(14) \times \frac{(2)}{(5)} \right]$$
 の算式によって計算した金額（1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。）を記載してください。

(7) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望される場合は、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。

(8) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

5 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。